

試 験 種 別	試 験 科 目
第 2 種 伝 送 交 換 主 任 技 術 者	法 規

問 1 次の問いに答えよ。

(小計 20点)

(1) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、第二種電気通信事業について述べたものである。

内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同法に規定する内容に照らして、誤っているものは、 (ア) である。

<(ア)の解答群>

第二種電気通信事業とは、第一種電気通信事業以外の電気通信事業をいい、第二種電気通信事業は、一般第二種電気通信事業及び特別第二種電気通信事業の2種類に分けられている。

特別第二種電気通信事業を営もうとする者は、総務省令で定めるところにより、( )氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名、( )総務省令で定める区分による電気通信役務の種類及びその態様、( )電気通信設備の概要を記載した申請書に事業計画書その他総務省令で定める書類を添付して、総務大臣の登録を受けなければならない。

総務大臣は、特別第二種電気通信事業を営むための登録申請書を提出した者が、電気通信事業法又は有線電気通信法若しくは電波法の規定により禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から3年を経過しない者に該当するときは、その登録を拒否しなければならない。

特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務の确实かつ安定的な提供を確保するため、総務省令で定めるところにより、事業用電気通信設備の管理規程を定め、事業の開始前に、総務大臣に届け出なければならない。

特別第二種電気通信事業者は、事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関する事項を監督させるため、総務省令で定めるところにより、電気通信主任技術者資格者証の交付を受けている者のうちから、電気通信主任技術者を選任しなければならない。

(2) 次の( )~( )の文章は、電気通信事業法に規定する、特別第二種電気通信事業者の事業用電気通信設備を維持するための技術基準で確保されるべき五つの事項について述べたものである。

内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- ( ) ①電気通信設備の損壊又は故障により、電気通信事業の経営に著しい支障を及ぼさないようにすること。
- ( ) 電気通信役務の品質が適正であるようにすること。
- ( ) ②通信の秘密が侵されないようにすること。
- ( ) 利用者又は他の電気通信事業者の接続する電気通信設備を損傷し、又はその機能に障害を与えないようにすること。
- ( ) ③他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との責任の分担が均等であるようにすること。

同法に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (イ) 。

<(イ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい       | ②のみ正しい         | ③のみ正しい  |
| ①、②が正しい      | ①、③が正しい        | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない |         |

(3) 次の文章は、電気通信事業法に規定する、技術基準適合命令について述べたものである。

内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

総務大臣は、特別第二種電気通信事業の用に供する事業用電気通信設備が総務省令で定める技術基準に適合していないと認めるときは、特別第二種電気通信事業者に対し、その技術基準に適合するように①当該設備を修理し、②若しくは改造することを命じ、③又は当該設備の使用を禁じ、業務の運用を制限することができる。

同法に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい       | ②のみ正しい         | ③のみ正しい  |
| ①、②が正しい      | ①、③が正しい        | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない |         |

(4) 次のA～Cの文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者資格者証の交付を受け  
ることができる者の要件について述べたものである。  内の(工)に適したものを、下記  
の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 電気通信主任技術者試験に合格した者であること。
- B 電気通信主任技術者資格者証の交付を受けようとする者の養成課程で、総務大臣が総務省令  
で定める基準に適合するものであることの認定をしたものを修了した者であること。
- C 上記A又はBに掲げる者と同等程度以上の専門的知識及び能力を有することを総務大臣の指  
定する指定試験機関が認定した者であること。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、  (工) 。

<(工)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい       | Bのみ正しい         | Cのみ正しい  |
| A、Bが正しい      | A、Cが正しい        | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない |         |

(5) 次の( )、( )の文章は、電気通信事業法に規定する、電気通信主任技術者資格者証の返納  
及び電気通信主任技術者の義務の規定について述べたものである。同法の規定に照らして、  
 内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。  
(2点×2=4点)

- ( ) 総務大臣は、電気通信主任技術者資格者証を受けている者が電気通信事業法又はこの法律に  
基づく  (オ) の規定に違反したときは、その電気通信主任技術者資格者証の返納を命ずる  
ことができる。
- ( ) 電気通信主任技術者は、事業用電気通信設備の工事、  (カ) に関する事項の監督の職務  
を誠実に行わなければならない。

<(オ)、(カ)の解答群>

- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 命 令    | 保全及び管理 | 罰 則    |
| 改造及び修理 | 準 則    | 維持及び運用 |

(1) 次の( )~( )の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、特別第二種電気通信事業者が管理規程に定めるべき事項9項目のうちの一部について記したものである。同規則の規定に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。

(2点×2=4点)

- ( ) 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に関する業務を管理する者の (ア) に関すること。
- ( ) 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用に従事する者に対する教育に関すること。
- ( ) 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、事故が発生した場合の報告、記録及び措置に関すること。
- ( ) 事業用電気通信設備の工事、維持及び運用に関し、電気通信役務の (イ) な提供の確保のために必要な事項

<(ア)、(イ)の解答群>		
適正かつ公平	确实かつ安定的	資格及び経歴
業務及び安全	合理的かつ継続的	職務及び組織
責任及び義務	普遍的かつ合理的	

(2) 次のA~Cの文章は、電気通信事業法及び電気通信事業法施行規則の規定について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 電気通信事業者は、電気通信事業法の規定により電気通信業務の一部が停止するおそれのあるとき、又は電気通信業務に関し通信の秘密の漏えいその他総務省令で定める重大な事故が生ずるおそれのあるときは、その旨をその理由又は原因とともに、遅滞なく、総務大臣に届け出なければならない。
- B 特別第二種電気通信事業者は、電気通信役務に関する提供条件(料金及び総務省令で定める事項に係るものを除く。)について契約約款を定め、その実施前に、総務大臣に届け出なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。
- C 一般第二種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者の行う電気通信役務の種類は、電報のほか、音声伝送、データ伝送及び専用の4種類である。

同法及び同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (ウ) 。

<(ウ)の解答群>		
Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

(3) 次の( )~( )の文章は、電気通信事業法施行規則に規定する、天災、事変その他の非常事態が発生し、又は発生するおそれのあるときに、電気通信事業者が優先的に取扱うべき「緊急に行うことを要するその他の通信」の内容に関し、その一部について述べたものである。同規則の規定に照らして、内の(工)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

- ( ) 火災、集団的疫病、交通機関の重大な事故その他人命の安全に係る事態が発生し、又は発生するおそれがある場合において、その予防、救援、復旧等に関し、緊急を要する事項
- ( ) 国会議員又は地方公共団体の長若しくはその議会の議員の (工) 又はその結果に関し、緊急を要する事項
- ( ) 気象、水象、地象若しくは地動の観測の報告又は警報に関する事項であって、緊急に通報することを要する事項
- ( ) 水道、ガス等の国民の日常生活に必要不可欠な (オ) その他生活基盤を維持するため緊急を要する事項

<(工)、(オ)の解答群>

公務の遂行	生活資源の供給	支援活動
役務の提供	ライフラインの復旧	選挙の執行
議会活動	物資の調達	

(4) 次の文章は、国際電気通信連合憲章の規定について述べたものである。内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

構成国は、国際電気通信の迅速なかつ不断の交換を確保するために①必要な通信路及び設備を最良の技術的条件下で設置するため、有用な措置をとる。これらの通信路及び設備は、できる限り、②実際の運用上の経験から最良と認められた方法及び手続によって運用し、良好に使用することができる状態に維持し、並びに③国際社会の発展に合わせて進歩していくようにしなければならない。

同憲章に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、 (カ)。

<(カ)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

(5) 次の( )~( )の文章は、電子署名及び認証業務に関する法律に規定する、定義について述べたものである。  内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。  
(4点)

- ( ) この法律において「電子署名」とは、①電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)に記録することができる情報について行われる措置であって、次の要件のいずれにも該当するものをいう。
- (a) 当該情報が当該措置を行った者の作成に係るものであることを示すためのものであること。
  - (b) 当該情報について改変が行われていないかどうかを確認することができるものであること。
- ( ) この法律において「認証業務」とは、自らが行う電子署名についてその業務を利用する者(以下「利用者」という。)その他の者の求めに応じ、②当該利用者が電子署名を行ったものであることを確認するために用いられる事項が当該利用者に係るものであることを証明する業務をいう。
- ( ) この法律において「特定認証業務」とは、③電子署名のうち、その方式に応じて本人だけが行うことができるものとして主務省令で定める基準に適合するものについて行われる認証業務をいう。

同法に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、  (キ) 。

<(キ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| ①のみ正しい       | ②のみ正しい         | ③のみ正しい  |
| ①、②が正しい      | ①、③が正しい        | ②、③が正しい |
| ①、②、③いずれも正しい | ①、②、③いずれも正しくない |         |

問3 次の問いに答えよ。

(小計20点)

(1) 次の( )~( )の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備における分界点と機能確認について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、  内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。  
(2点×2=4点)

- ( ) 事業用電気通信設備は、他の電気通信事業者の接続する電気通信設備との  (ア) を明確にするため、他の電気通信事業者の電気通信設備との間に分界点を有しなければならない。
- ( ) 事業用電気通信設備は、分界点において他の電気通信事業者が接続する電気通信設備から切り離せるものでなければならない。
- ( ) 事業用電気通信設備は、分界点において他の電気通信設備を切り離し又はこれに準ずる方法により当該事業用電気通信設備の  (イ) できる措置が講じられていなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

- |        |        |          |
|--------|--------|----------|
| 緊急避難区分 | 正常性を確認 | 外部環境条件   |
| 責任の分界  | 故障を回復  | 保安装置を切替え |

(2) 次の( )~( )の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」について述べたものである。  内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

- ( ) 多重変換装置等の伝送設備において当該伝送設備に接続された電気通信回線に共通に使用される機器は、①その機能を代替することができる予備の機器の設置若しくは配備の措置又はこれに準ずる措置が講じられ、かつ、その故障等の発生時に速やかに当該予備の機器と切り替えられるようにしなければならない。
- ( ) 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の点検及び検査に必要な②予備機器及び端末機器の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。
- ( ) 事業用電気通信設備の工事、維持又は運用を行う事業場には、当該事業用電気通信設備の故障等が発生した場合における③応急復旧措置を行うために必要な機材の配備又はこれに準ずる措置がなされていなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①~③の下線部分の語句は、  (ウ) 。

<(ウ)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

(3) 次の( )、( )の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信回線設備の損壊又は故障の対策」における誘導対策及び防火対策について述べたものである。  内の(エ)、(オ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (2点×2=4点)

- ( ) 線路設備は、強電流電線からの電磁誘導作用により事業用電気通信設備の機能に重大な支障を及ぼすおそれのある  (エ) が発生しないように設置しなければならない。
- ( ) 事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室は、  (オ) が適切に設置されたものでなければならない。

<(エ)、(オ)の解答群>

回線切替工具	非直線性漏話	自動火災報知設備又は消火設備
振動又は衝撃	応急復旧機材	異常電圧又は異常電流

(4) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、用語の定義について述べたものである。  
□内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A アナログ電話用設備とは、電話用設備であって、端末設備又は自営電気通信設備を接続する点においてアナログ信号を入出力とするものをいう。
- B 絶対レベルとは、一の皮相電力の1ミリワットに対する比をデシベルで表したものをいう。
- C 総合デジタル通信用設備とは、電気通信事業の用に供する電気通信回線設備であって、主として128キロビット毎秒を単位とするデジタル信号の伝送速度により、専ら符号、音声を統合して伝送交換することを目的とする電気通信役務の用に供するものをいう。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、□(カ)。

<(カ)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい       | Bのみ正しい         | Cのみ正しい  |
| A、Bが正しい      | A、Cが正しい        | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない |         |

(5) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」における事業用電気通信設備を設置する建築物等について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、□内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

事業用電気通信設備を収容し、又は設置する建築物及びコンテナ等が適合するものでなければならぬものとして記した下記の事項のうち、誤っているものは、□(キ)である。

<(キ)の解答群>

風水害その他の自然災害及び騒音などの人為的障害による影響を容易に受けない環境に設置されたものでなければならない。ただし、やむをえず被害を受けやすい環境に設置されたものであって、耐震壁及び防火壁の設置が講じられているものは、この限りでない。

当該事業用電気通信設備を安全に設置することができる堅固で耐久性に富むものでなければならない。

当該事業用電気通信設備が安定に動作する温度及び湿度を維持することができるものでなければならない。

当該事業用電気通信設備を収容し、又は設置する通信機械室に、公衆が容易に立ち入り、又は公衆が容易に事業用電気通信設備に触れることができないよう施錠その他必要な措置が講じられているものでなければならない。



- (1) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」における故障検出について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、内の(ア)、(イ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。

(2点×2=4点)

事業用電気通信設備は、電源停止、内の(ア)の動作停止その他電気通信役務の提供に直接係る機能に重大な支障を及ぼす故障等の発生時に、これを直ちに検出し、かつ、当該事業用電気通信設備を維持し、又は内の(イ)する機能を備えなければならない。

<(ア)、(イ)の解答群>

伝送路設備	交換設備を修復	整流機器
共通制御機器	端末設備	運用する者に通知
附属設備を分離	通話品質を評価	

- (2) 次の( )、( )の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」における異常ふくそう対策と電源設備について述べたものである。内の(ウ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。(4点)

- ( ) 交換設備は、異常ふくそうが発生した場合に、当該交換設備を維持し、又は運用する者がこれを認識することができ、かつ、①通信の集中の規制又はこれと同等の処置が講ぜられるものでなければならない。ただし、通信が同時に集中することがないようこれを制御することができる交換設備については、この限りでない。
- ( ) 事業用電気通信設備の電源設備は、平均繁忙時に事業用電気通信設備の消費電流を安定的に供給できる容量があり、かつ、②供給電圧又は供給電流を常に事業用電気通信設備の③有効電力及び無効電力の変動許容範囲内に維持できるものでなければならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、内の(ウ)。

<(ウ)の解答群>

①のみ正しい	②のみ正しい	③のみ正しい
①、②が正しい	①、③が正しい	②、③が正しい
①、②、③いずれも正しい	①、②、③いずれも正しくない	

(3) 次のA～Cの文章は、端末設備等規則に規定する、安全性等及び電話用設備に接続されるアナログ電話端末について述べたものである。  内の(工)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

- A 通話機能を有する端末設備は、通話中に受話器から過大な漏話が発生することを防止する機能を備えなければならない。
- B 複数の電気通信回線と接続されるアナログ電話端末の回線相互間の漏話減衰量は、1,500ヘルツにおいて70デシベル以上でなければならない。
- C アナログ電話端末は、電気通信回線に対して直流の電圧を加えるものであってはならない。

同規則に規定する内容に照らして、上記の文章は、  (工) 。

<(工)の解答群>

- |              |                |         |
|--------------|----------------|---------|
| Aのみ正しい       | Bのみ正しい         | Cのみ正しい  |
| A、Bが正しい      | A、Cが正しい        | B、Cが正しい |
| A、B、Cいずれも正しい | A、B、Cいずれも正しくない |         |

(4) 次の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する電気通信設備の「アナログ電話用設備」における接続品質について述べたものである。同規則に規定する内容に照らして、  内の(オ)、(カ)に最も適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (2点×2=4点)

特別第二種電気通信事業者が設置するアナログ電話用設備は、利用者の使用に係る端末設備又は当該特別第二種電気通信事業者以外の設置する電気通信設備(以下「電気通信設備等」という。)から  (オ) を受信した後、他の一端が電気通信設備等に接続される電気通信回線を捕捉するまでの間に、基礎トラヒックについて、当該アナログ電話用設備により呼が  (カ) となる確率が0.15以下でなければならない。

<(オ)、(カ)の解答群>

- |      |      |      |      |
|------|------|------|------|
| 発呼信号 | 選択信号 | 呼出信号 | 応答信号 |
| 接続完了 | 損失   | ふくそう | 通信可能 |

- (5) 下記の解答群の文章は、事業用電気通信設備規則に規定する、特別第二種電気通信事業の用に供する「電気通信設備の損壊又は故障の対策」及び「秘密の保持」について述べたものである。  
□内の(キ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。ただし、同規則第48条の適用除外規定は考慮しないものとする。 (4点)

同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、□(キ)である。

<(キ)の解答群>

屋外に設置する電線(その中継器を含む。)、空中線及びこれらの附属設備並びにこれらを支持し又は保蔵するための工作物(事業用電気通信設備を設置する建築物を除く。「屋外設備」という。)は、通常想定される気象の変化、振動、衝撃、圧力その他その設置場所における外部環境の影響を容易に受けないものでなければならない。

屋外設備は、公衆が容易にそれに触れることができないように設置されなければならない。

事業用電気通信設備は、利用者が端末設備又は自営電気通信設備を接続する点において、非了解性漏話及び無通話時雑音がないように必要な措置が講じられなければならない。

事業用電気通信設備に利用者の通信の内容その他これに係る情報を蓄積する場合にあっては、当該事業用電気通信設備は、当該利用者以外の者が端末設備又は自営電気通信設備を用いて容易にその情報を知得し、又は破壊することを防止するため、当該利用者のみを与えた識別符号の照合確認その他の防止措置が講じられなければならない。

(1) 次のA～Cの文章は、有線電気通信法の規定について述べたものである。  内の(ア)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

- A 有線電気通信設備を設置しようとする者は、有線電気通信の方式の別、設備の設置の場所及び設備の概要を記載した書類を添えて、設置の工事の開始の日の2週間前まで(工事を要しないときは、設置の日から2週間以内)に、その旨を総務大臣に届け出なければならない。
- B 本邦内の場所と本邦外の場所との間の有線電気通信設備は、第一種電気通信事業者及び特別第二種電気通信事業者がその事業の用に供する設備として設置する場合を除き、設置してはならない。ただし、特別の事由がある場合において、総務大臣の許可を受けたときは、この限りでない。
- C 総務大臣は、有線電気通信法の施行に必要な限度において、有線電気通信設備を設置した者からその設備に関する報告を徴し、又はその職員に、その事務所、営業所、工場若しくは事業場に立ち入り、その設備若しくは附属設備を検査させることができる。なお、この立ち入り検査の権限は、犯罪捜査のためにも認められているものである。

同法に規定する内容に照らして、上記の文章は、  (ア) 。

<(ア)の解答群>

Aのみ正しい

Bのみ正しい

Cのみ正しい

A、Bが正しい

A、Cが正しい

B、Cが正しい

A、B、Cいずれも正しい

A、B、Cいずれも正しくない

(2) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、定義について述べたものである。  内の(イ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

同令及び同規則に規定する内容に照らして、誤っているものは、  (イ) である。

<(イ)の解答群>

線路とは、送信の場所と受信の場所との間に設置されている電線及びこれに係る中継器その他の機器(これらを支持し、又は保蔵するための工作物を含む。)をいう。

絶縁電線とは、絶縁物及び保護物で被覆されている電線をいう。

高周波とは、周波数が3,500ヘルツを超える電磁波をいう。

低周波とは、周波数が200ヘルツ以下の電磁波をいう。

ケーブルとは、光ファイバ並びに光ファイバ以外の絶縁物及び保護物で被覆されている電線をいう。

特別高圧とは、7,000ボルトを超える電圧をいう。

(3) 次の( )、( )の文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線と他人の設置した架空電線等との関係等について述べたものである。同令の規定に照らして、内の(ウ)、(エ)に最も適したものを下記の解答群から選び、その番号を記せ。(2点×2=4点)

( ) 道路上に設置する電柱、架空電線と架空強電流とを架設する電柱その他の総務省令で定める電柱は、総務省令で定める (ウ) をもたなければならない。

( ) 架空電線は、総務省令で定めるところによらなければ、架空強電流電線と同一の (エ) に架設してはならない。

<(ウ)、(エ)の解答群>

架空地線	絶縁耐力	配線盤	支持物
分界点	接触抵抗	安全係数	中継器

(4) 次のA～Cの文章は、有線電気通信設備令に規定する、架空電線の支持物、架空電線と架空強電流電線との水平距離等について述べたものである。内の(オ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。(4点)

A 架空電線の支持物には、取扱者が昇降に使用する足場金具等を地表上1.8メートル未満の高さに取り付けてはならない。ただし、総務省令で定める場合は、この限りでない。

B 架空電線は、他人の設置した架空電線との離隔距離が30センチメートル以下となるように設置してはならない。ただし、その他人の承諾を得たとき又は設置しようとする架空電線(これに係る中継器その他の機器を含む。)がその他人の設置した架空電線に係る作業に支障を及ぼさず、かつ、その他人の設置した架空電線に損傷を与えない場合として総務省令で定めるときは、この限りでない。

C 架空電線は、架空強電流電線と交差するとき、又は架空強電流電線との水平距離がその架空電線若しくは架空強電流電線の支持物のうちいずれか高いものの高さに相当する距離以下となるときは、総務省令で定めるところによらなければ、設置してはならない。

同令に規定する内容に照らして、上記の文章は、 (オ) 。

<(オ)の解答群>

Aのみ正しい	Bのみ正しい	Cのみ正しい
A、Bが正しい	A、Cが正しい	B、Cが正しい
A、B、Cいずれも正しい	A、B、Cいずれも正しくない	

- (5) 次の文章は、有線電気通信設備令及び有線電気通信設備令施行規則に規定する、架空電線の支持物と他人の設置した架空電線又は架空強電流電線との間の離隔距離等について述べたものである。  内の(カ)に適したものを、下記の解答群から選び、その番号を記せ。 (4点)

架空電線の支持物は、その架空電線が他人の設置した架空電線又は架空強電流電線と交差し、又は接近するときは、次の各項により設置しなければならない。ただし、その他人の承諾を得たとき、又は人体に危害を及ぼし、若しくは物件に損傷を与えないように必要な設備をしたときは、この限りでない。

- ( ) 他人の設置した架空電線又は架空強電流電線を挟み、又はこれらの間を通ることがないようにすること。
- ( ) 架空強電流電線の使用電圧が低圧であるときは、①架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、30センチメートル以上とすること。
- ( ) 架空強電流電線の使用電圧が高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、30センチメートル以上とすること。
- ( ) 架空強電流電線の使用電圧が高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブル以外の強電流電線であるときは、②架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、70センチメートル以上とすること。
- ( ) 架空強電流電線の使用電圧が35,000ボルト以下の特別高圧で、架空強電流電線の種別が強電流ケーブルであるときは、③架空電線の支持物と架空強電流電線との間の離隔距離は、80センチメートル以上とすること。

同令及び同規則に規定する内容に照らして、上記①～③の下線部分の語句は、  (カ) 。

<(カ)の解答群>

①のみ正しい

②のみ正しい

③のみ正しい

①、②が正しい

①、③が正しい

②、③が正しい

①、②、③いずれも正しい

①、②、③いずれも正しくない